

令和元年11月1日
内閣官房内閣人事局

女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の フォローアップ

<ポイント>

- ・国家公務員の令和元年7月時点の登用状況は、いずれの役職段階においても、女性の占める割合が調査開始以降^{注1}、最高数値 **別添1**
- ・平成30年度において新たに育児休業を取得した男性職員の割合（取得率）及び「男の産休」の5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した割合）も、調査開始以降^{注2}、最高数値 **別添2**

注1 指定職相当及び本省課室長相当職については平成17年から、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職については平成20年から、係長相当職（本省）については平成27年から調査を開始。

注2 育児休業の取得状況については平成16年度から、「男の産休」の使用状況については平成26年度から調査を開始。

1 公表の趣旨

政府においては、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正）等を踏まえ、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところ。

今般、女性国家公務員の登用状況及び平成30年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを行った。

2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで 把握した数値	昨年把握した数値	第4次男女共同参画基本計 画に定める成果目標（期限）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
指定職相当	4.2%（令和元年7月）	3.9%（平成30年7月）	5%（令和2年度末）
本省課室長相当職	5.3%（令和元年7月）	4.9%（平成30年7月）	7%（令和2年度末）
国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職	11.6%（令和元年7月）	10.8%（平成30年7月）	12%（令和2年度末）
係長相当職（本省）	25.6%（令和元年7月）	25.0%（平成30年7月）	30%（令和2年度末）
国家公務員の育児休業取得率 ^{注1 注2}			
男性職員	12.4%（平成30年度）	10.0%（平成29年度）	13%（令和2年）
女性職員	98.5%（平成30年度）	100.8%（平成29年度）	—
「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率 ^{注1}			
「男の産休」を5日以上使用	67.8%（平成30年度）	51.9%（平成29年度）	<100%> ^{注3}
配偶者出産休暇	84.6%（平成30年度）	79.6%（平成29年度）	—
育児参加のための休暇	74.5%（平成30年度）	63.2%（平成29年度）	—

注1 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成30年度）の結果について」（令和元年9月30日人事院）における一般職国家公務員（行政執行法人職員を除く。）の数値に、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は21.6%、「男の産休」5日以上使用率は76.1%。

注2 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（例えば、平成30年度については、平成30年度中に新たに育児休業を取得した者（平成27～29年度に取得可能となった職員数を含む。）」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

注3 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

永田、山中、鳥井、小川 電話 03-6257-3749（直通） FAX 03-3502-0603

E-mail: w-diversity.z8f@cas.go.jp

女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の
フォローアップ

【別添資料】

	ページ
別添 1 女性国家公務員の登用状況	1
資料 1-1 府省等別女性国家公務員登用状況	2
資料 1-2 府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）	3
資料 1-3 府省等別女性国家公務員登用状況（国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職）	4
資料 1-4 府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））	5
資料 1-5 指定職相当に占める女性国家公務員の登用状況	6
女性職員が就いている指定職官職名一覧	6
別添 2 国家公務員の育児休業等の取得状況	8
資料 2-1 府省等別国家公務員の育児休業の新規取得状況	11
資料 2-2 府省等別「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加の ための休暇）の使用状況	12

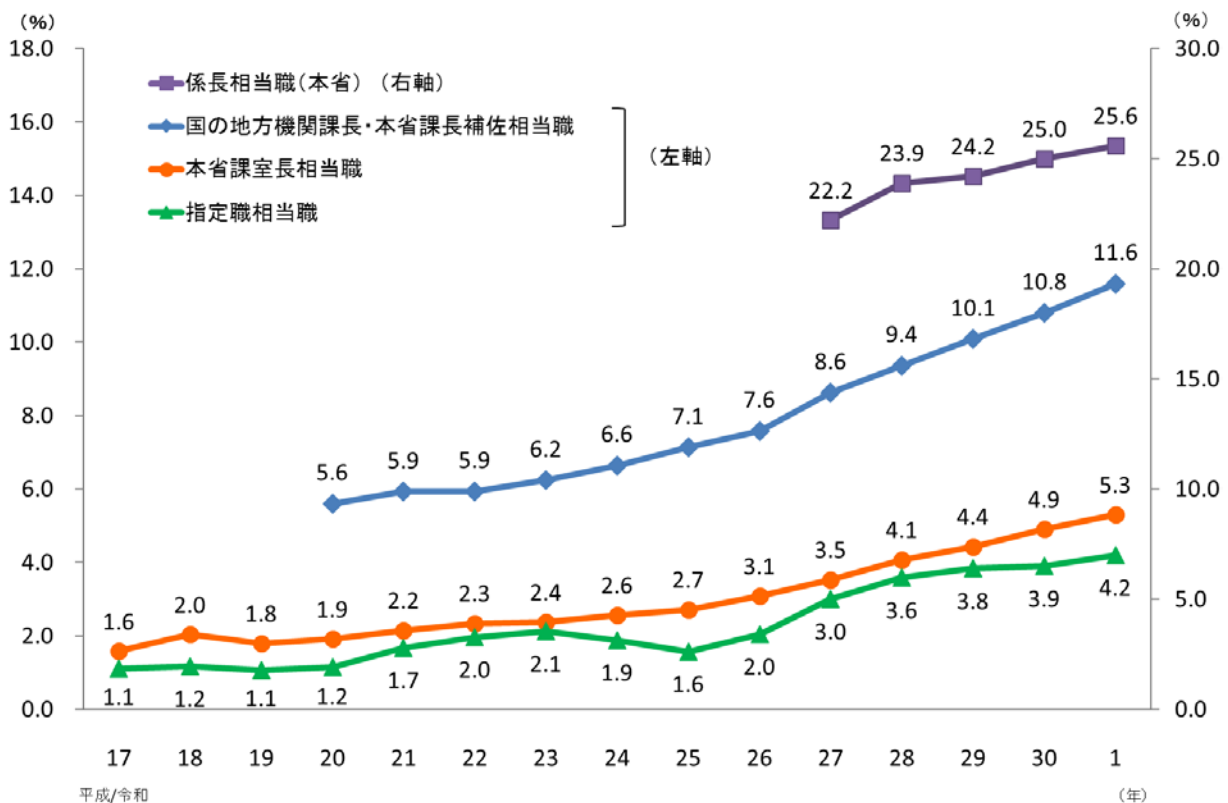
女性国家公務員の登用状況

- 指定職相当に占める女性の割合は4.2%（令和元年7月31日現在）
（前年7月31日現在から0.3ポイント増）（資料1-5（6ページ））
- 本省課室長相当職に占める女性の割合は5.3%（令和元年7月1日現在）
（前年7月1日現在から0.4ポイント増）（資料1-2（3ページ））
- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合は11.6%（令和元年7月1日現在）
（前年7月1日現在から0.8ポイント増）（資料1-3（4ページ））
- 係長相当職（本省）に占める女性の割合は25.6%（令和元年7月1日現在）
（前年7月1日現在から0.6ポイント増）（資料1-4（5ページ））

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性の割合 (%) (b/a)
指定職相当 (令和元年7月31日現在)	1,037	44	4.2
本省課室長相当職 (令和元7月1日現在)	14,038	743	5.3
国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職 (令和元年7月1日現在)	76,586	8,871	11.6
係長相当職(本省) (令和元年7月1日現在)	16,391	4,194	25.6

(参考) 国家公務員総数に占める女性の割合は19.9%（令和元年7月1日現在）（資料1-1（2ページ））

○ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



注1 平成17年から平成26年までは1月時点の割合である。

注2 平成27年は、係長相当職（本省）、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職及び本省課室長相当職は7月時点の割合であり、指定職相当は11月時点の割合である。

注3 平成28年から令和元年までは7月時点の割合である。

府省等別女性国家公務員登用状況

(令和元年7月1日現在)

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)		
				総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	1,000	163	16.3	156	10	6.4	301	30	10.0	352	66	18.8
内閣法制局	65	12	18.5	25	0	0.0	10	2	20.0	17	7	41.2
内閣府	2,287	462	20.2	268	26	9.7	630	76	12.1	338	99	29.3
宮内庁	732	133	18.2	41	2	4.9	94	5	5.3	290	33	11.4
公正取引委員会	781	181	23.2	66	6	9.1	159	13	8.2	290	78	26.9
国家公安委員会 (警察庁)	8,131	813	10.0	922	12	1.3	1,328	49	3.7	1,294	167	12.9
個人情報保護委員会	106	28	26.4	16	2	12.5	34	7	20.6	24	6	25.0
金融庁	1,343	290	21.6	130	10	7.7	473	59	12.5	444	122	27.5
消費者庁	326	102	31.3	31	3	9.7	81	16	19.8	119	40	33.6
復興庁	199	17	8.5	21	0	0.0	67	1	1.5	56	10	17.9
総務省	4,532	996	22.0	508	14	2.8	1,146	96	8.4	963	305	31.7
法務省	48,104	9,928	20.6	1,047	86	8.2	5,686	674	11.9	559	100	17.9
外務省	5,859	1,726	29.5	641	39	6.1	2,125	491	23.1	861	432	50.2
財務省	69,316	15,469	22.3	3,155	171	5.4	29,547	4,327	14.6	921	221	24.0
文部科学省	1,943	477	24.5	336	43	12.8	558	92	16.5	710	211	29.7
厚生労働省	26,983	7,048	26.1	795	55	6.9	6,878	887	12.9	1,586	413	26.0
農林水産省	19,570	3,312	16.9	869	37	4.3	6,848	460	6.7	1,863	529	28.4
経済産業省	7,604	1,863	24.5	1,296	132	10.2	2,849	523	18.4	1,249	436	34.9
国土交通省	55,117	6,632	12.0	2,723	50	1.8	13,736	742	5.4	2,696	374	13.9
環境省	2,737	479	17.5	226	17	7.5	895	83	9.3	532	144	27.1
防衛省	13,873	3,550	25.6	503	11	2.2	2,619	156	6.0	772	218	28.2
人事院	587	179	30.5	90	10	11.1	170	35	20.6	111	44	39.6
会計検査院	1,140	306	26.8	173	7	4.0	352	47	13.4	344	139	40.4
合 計	272,335	54,166	19.9	14,038	743	5.3	76,586	8,871	11.6	16,391	4,194	25.6

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在職状況統計表(令和元年7月1日現在)」「内閣人事局」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

4 「係長相当職(本省)」については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

府省等別女性国家公務員登用状況（本省課室長相当職）

（令和元年7月1日現在）

	令和元年7月1日現在			（参考）平成30年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	156	10	6.4	151	10	6.6
内閣法制局	25	0	0.0	25	0	0.0
内閣府	268	26	9.7	261	17	6.5
宮内庁	41	2	4.9	43	1	2.3
公正取引委員会	66	6	9.1	65	5	7.7
国家公安委員会（警察庁）	922	12	1.3	929	11	1.2
個人情報保護委員会	16	2	12.5	15	2	13.3
金融庁	130	10	7.7	133	8	6.0
消費者庁	31	3	9.7	31	5	16.1
復興庁	21	0	0.0	20	0	0.0
総務省	508	14	2.8	501	9	1.8
法務省	1,047	86	8.2	1,030	85	8.3
外務省	641	39	6.1	631	39	6.2
財務省	3,155	171	5.4	3,168	151	4.8
文部科学省	336	43	12.8	350	41	11.7
厚生労働省	795	55	6.9	796	64	8.0
農林水産省	869	37	4.3	869	33	3.8
経済産業省	1,296	132	10.2	1,248	115	9.2
国土交通省	2,723	50	1.8	2,666	40	1.5
環境省	226	17	7.5	227	14	6.2
防衛省	503	11	2.2	498	10	2.0
人事院	90	10	11.1	91	11	12.1
会計検査院	173	7	4.0	172	6	3.5
合計	14,038	743	5.3	13,920	677	4.9

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和元年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況（国の地方機関課長・本省課長補佐相当職）

（令和元年7月1日現在）

	令和元年7月1日現在			（参考）平成30年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	301	30	10.0	311	25	8.0
内閣法制局	10	2	20.0	9	2	22.2
内閣府	630	76	12.1	608	68	11.2
宮内庁	94	5	5.3	90	3	3.3
公正取引委員会	159	13	8.2	151	14	9.3
国家公安委員会（警察庁）	1,328	49	3.7	1,301	41	3.2
個人情報保護委員会	34	7	20.6	31	4	12.9
金融庁	473	59	12.5	454	52	11.5
消費者庁	81	16	19.8	84	22	26.2
復興庁	67	1	1.5	70	2	2.9
総務省	1,146	96	8.4	1,187	98	8.3
法務省	5,686	674	11.9	5,623	603	10.7
外務省	2,125	491	23.1	2,020	440	21.8
財務省	29,547	4,327	14.6	29,403	4,039	13.7
文部科学省	558	92	16.5	552	89	16.1
厚生労働省	6,878	887	12.9	6,761	813	12.0
農林水産省	6,848	460	6.7	6,801	408	6.0
経済産業省	2,849	523	18.4	2,896	523	18.1
国土交通省	13,736	742	5.4	13,729	698	5.1
環境省	895	83	9.3	900	73	8.1
防衛省	2,619	156	6.0	2,622	132	5.0
人事院	170	35	20.6	167	36	21.6
会計検査院	352	47	13.4	368	47	12.8
合計	76,586	8,871	11.6	76,138	8,232	10.8

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和元年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））

（令和元年7月1日現在）

	令和元年7月1日現在			（参考）平成30年7月1日現在		
	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)	総数 （人）(a)	うち女性 （人）(b)	女性割合 （%）(b/a)
内閣官房	352	66	18.8	336	56	16.7
内閣法制局	17	7	41.2	16	5	31.3
内閣府	338	99	29.3	341	102	29.9
宮内庁	290	33	11.4	289	35	12.1
公正取引委員会	290	78	26.9	285	67	23.5
国家公安委員会(警察庁)	1,294	167	12.9	1,248	165	13.2
個人情報保護委員会	24	6	25.0	19	5	26.3
金融庁	444	122	27.5	459	116	25.3
消費者庁	119	40	33.6	109	46	42.2
復興庁	56	10	17.9	52	10	19.2
総務省	963	305	31.7	968	304	31.4
法務省	559	100	17.9	536	100	18.7
外務省	861	432	50.2	811	415	51.2
財務省	921	221	24.0	950	210	22.1
文部科学省	710	211	29.7	697	219	31.4
厚生労働省	1,586	413	26.0	1,567	390	24.9
農林水産省	1,863	529	28.4	1,963	540	27.5
経済産業省	1,249	436	34.9	1,254	423	33.7
国土交通省	2,696	374	13.9	2,687	357	13.3
環境省	532	144	27.1	526	145	27.6
防衛省	772	218	28.2	759	194	25.6
人事院	111	44	39.6	112	42	37.5
会計検査院	344	139	40.4	355	139	39.2
合計	16,391	4,194	25.6	16,339	4,085	25.0

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成

3 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

○ 指定職相当における女性国家公務員の登用状況（令和元年7月31日現在）

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
令和元年7月31日 現在	1,037	44	4.2
(参考) 平成30年7月31日 現在	1,017	40	3.9

注 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

○ 女性職員が就いている指定職官職名一覧（令和元年7月31日現在）

府省等名	官職名等
内閣官房	内閣審議官（内閣人事局）
	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
内閣府	男女共同参画局長
	大臣官房政策立案総括審議官
	再就職等監視委員会事務局長
	子ども・子育て本部審議官 経済社会総合研究所総括政策研究官
宮内庁	式部副長（外事総括）
警察庁	警察大学校国際警察センター所長 併任 警察庁長官官房審議官（国際担当）
個人情報保護委員会	事務局長
金融庁	総合政策局審議官（国際・監督局担当）
消費者庁	消費者庁長官
総務省	総務審議官（国際）

府省等名	官職名等
法務省	出入国在留管理庁長官
	矯正局長
	大臣官房公文書監理官
外務省	大臣官房国際文化交流審議官
財務省	研究休職(政策研究大学院大学)
	大臣官房審議官(大臣官房担当)
	大臣官房参事官(大臣官房担当)
文部科学省	国際統括官
	スポーツ庁審議官
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター総長
	大臣官房付(派遣職員 世界保健機関事務局長補)
	人材開発統括官
	中央労働委員会事務局長
	子ども家庭局長
	中央労働委員会事務局審議官(審査担当)
	大臣官房審議官(雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当)
	関東信越厚生局長
	大臣官房年金管理審議官
	大臣官房公文書監理官
大臣官房審議官(危機管理、科学技術・イノベーション、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当)	
農林水産省	消費・安全局長
	大臣官房総括審議官
経済産業省	東北経済産業局長
	特許庁審査業務部長
国土交通省	東京管区気象台長
	関東運輸局長
環境省	大臣官房審議官(地球環境局等担当)
防衛省	九州防衛局長
人事院	給与局長
	研究休職(京都大学)

国家公務員の育児休業等の取得状況（平成30年度）

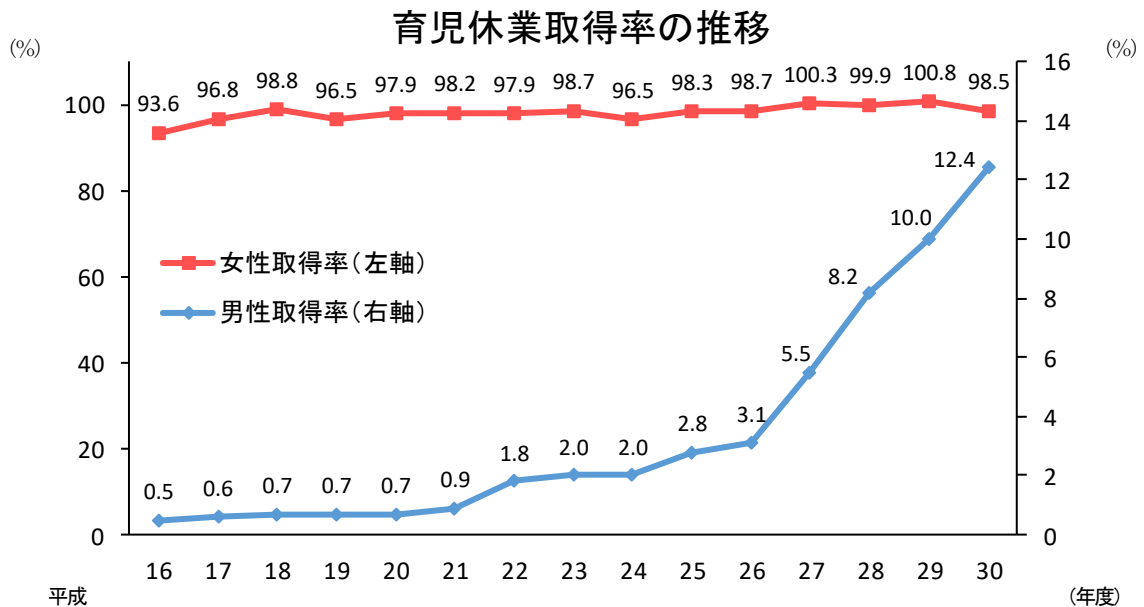
注 一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成30年度）の結果について」（令和元年9月30日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

1 国家公務員の育児休業の取得状況（資料2-1（11ページ））

（1）新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は1,567人、取得率は12.4%（前年度から2.4ポイント増）（平成16年の調査開始以降、取得率及び新規取得者数ともに、最高数値）
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,710人、取得率は98.5%（前年度から2.3ポイント減）

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人) (A)	当該年度中に新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規取得者数 (人) (A')	当該年度中に新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B')	取得率 (%) (A'/B')
平成30年度	1,567	12,651	12.4	2,710	2,751	98.5
平成29年度	1,314	13,080	10.0	2,927	2,903	100.8

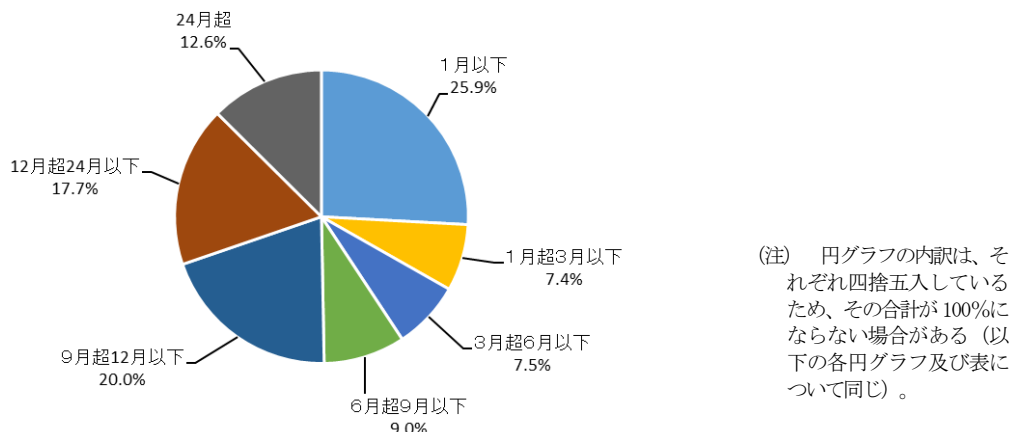


注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
 注2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員（例えば、平成30年度については平成30年2月3日から平成31年2月2日までに出産した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。））をいう。
 注3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（例えば、平成30年度については、平成30年度中に新たに育児休業を取得した者（平成27～29年度に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

(2) 新規取得者の育児休業期間

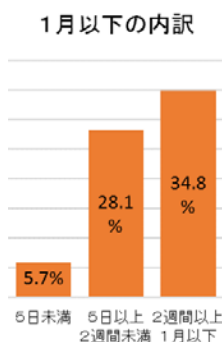
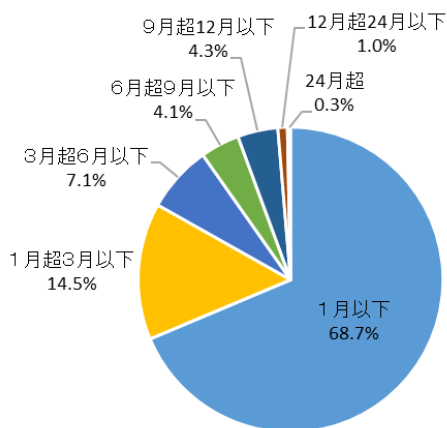
- 平成30年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.0月・女性15.4月（全職員10.5月）。前年度は、男性2.0月・女性14.3月（全職員10.5月）となっている。
- 休業期間の分布状況は、全職員では「1月以下」が25.9%と最も多く、次いで「9月超12月以下」が20.0%の順となっている。

育児休業期間の状況(全職員)

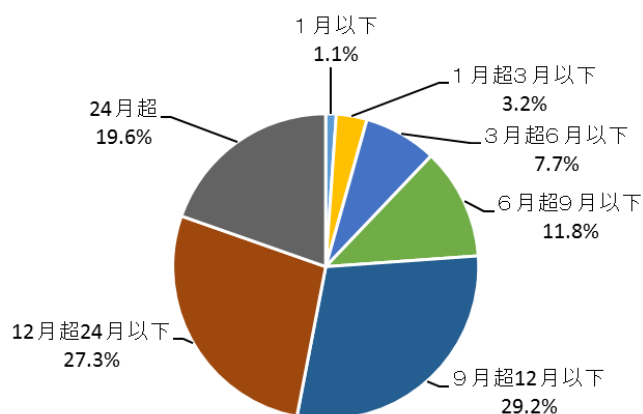


- 休業期間の分布状況を男女別にみると、男性は「2週間以上1月以下」が34.8%と最も多く、女性は「9月超12月以下」が29.2%と最も多い。

育児休業期間の状況(男性)



育児休業期間の状況(女性)



(単位：人)

区分	新規取得者数	育児休業取得期間 注								
		5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1月以下	1月超3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	12月超24月以下	24月超
男性職員	1,567	90 (5.7%)	441 (28.1%)	545 (34.8%)	227 (14.5%)	111 (7.1%)	65 (4.1%)	67 (4.3%)	16 (1.0%)	5 (0.3%)
		1月以下：1,076 (68.7%)								
女性職員	2,710	3 (0.1%)	7 (0.3%)	20 (0.7%)	88 (3.2%)	210 (7.7%)	319 (11.8%)	790 (29.2%)	741 (27.3%)	532 (19.6%)
計	4,277	93 (2.2%)	448 (10.5%)	565 (13.2%)	315 (7.4%)	321 (7.5%)	384 (9.0%)	857 (20.0%)	757 (17.7%)	537 (12.6%)

注 「育児休業取得期間」の()は、育児休業の新規取得者数に占めるそれぞれの区分ごとの育児休業取得期間の職員数の割合

2 「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況 (資料2-2 (12ページ))

- 「男の産休」5日以上使用率(配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を5日以上使用した男性職員の割合)は、前年度から15.9ポイント増の67.8%(8,573人)となり、平成26年の調査開始以降、取得率及び新規取得者数ともに、最高数値(初めて6割を上回り、3人に2人以上が取得した。)。

なお、平成30年度に子が生まれた男性職員(12,651人)のうち、「男の産休」を使用した男性職員の割合は88.1%(11,143人)(前年度82.8%(10,831人))。

注 「男の産休」を使用した男性職員には、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
「男の産休」 5日以上使用率(%)	24.7	30.8	39.1	51.9	67.8

(1) 配偶者出産休暇

平成30年度に子が生まれた男性職員(12,651人)のうち、配偶者出産休暇を使用した男性職員の割合は84.6%(10,699人)(前年度79.6%(10,408人))、平均使用日数は1.9日(前年度1.8日)となっている。

注 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇

(2) 育児参加のための休暇

平成30年度に子が生まれた男性職員(12,651人)のうち、育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は74.5%(9,430人)(前年度63.2%(8,271人))、平均使用日数は4.1日(前年度3.7日)となっている。

注 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇

府省等別国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段：平成30年度、下段：平成29年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
内閣官房	0	28	0.0	3	3	100.0
	2	35	5.7	2	3	66.7
内閣法制局	0	3	0.0	1	1	100.0
	0	0	-	0	0	-
内閣府	9	44	20.5	12	13	92.3
	9	53	17.0	11	12	91.7
宮内庁	7	28	25.0	4	4	100.0
	2	14	14.3	2	2	100.0
公正取引委員会	10	29	34.5	10	9	111.1
	10	31	32.3	11	11	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	7	130	5.4	31	31	100.0
	4	166	2.4	28	28	100.0
個人情報保護委員会	0	2	0.0	0	0	-
	0	3	0.0	0	0	-
金融庁	6	45	13.3	17	16	106.3
	3	56	5.4	21	21	100.0
消費者庁	2	5	40.0	2	2	100.0
	2	6	33.3	5	5	100.0
復興庁	0	9	0.0	0	0	-
	0	11	0.0	0	0	-
総務省	29	128	22.7	40	40	100.0
	8	104	7.7	48	48	100.0
法務省	157	1,455	10.8	352	352	100.0
	145	1,586	9.1	393	389	101.0
外務省	14	149	9.4	65	69	94.2
	16	154	10.4	64	64	100.0
財務省	610	1,682	36.3	695	707	98.3
	547	1,748	31.3	710	705	100.7
文部科学省	4	54	7.4	34	35	97.1
	8	60	13.3	31	31	100.0
厚生労働省	249	465	53.5	208	208	100.0
	234	548	42.7	226	231	97.8
農林水産省	40	265	15.1	89	90	98.9
	25	252	9.9	128	129	99.2
経済産業省	42	177	23.7	59	58	101.7
	30	175	17.1	86	87	98.9
国土交通省	111	1,373	8.1	212	208	101.9
	95	1,358	7.0	242	246	98.4
環境省	8	45	17.8	20	20	100.0
	7	42	16.7	20	20	100.0
防衛省	247	6,500	3.8	842	871	96.7
	159	6,642	2.4	878	850	103.3
人事院	8	13	61.5	4	4	100.0
	3	10	30.0	11	11	100.0
会計検査院	7	22	31.8	10	10	100.0
	5	26	19.2	10	10	100.0
合計	1,567	12,651	12.4	2,710	2,751	98.5
	1,314	13,080	10.0	2,927	2,903	100.8

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成30年度)の結果について」(令和元年9月30日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(平成30年度については平成30年2月3日から平成31年2月2日まで、平成29年度については平成29年2月3日から平成30年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

4 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(当該年度中に新たに育児休業を取得した者(平成30年度については平成27~29年度、平成29年度については平成26~28年度に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

府省等別「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

(上段：平成30年度、下段：平成29年度)

府省等名	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち 「男の産休」 を5日以上使 用した職員数 (人) (B)	使用率 (%) (B/A)	(A)のうち 配偶者出産休 暇を使用した 職員数(人) (C)	使用率 (%) (C/A)	(A)のうち 育児参加のため の休暇を使 用した職員数 (人) (C')	使用率 (%) (C'/A)
内閣官房	28	20	71.4	22	78.6	20	71.4
	35	11	31.4	23	65.7	21	60.0
内閣法制局	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
	0	0	-	0	-	0	-
内閣府	44	20	45.5	38	86.4	32	72.7
	53	25	47.2	43	81.1	40	75.5
宮内庁	28	23	82.1	26	92.9	25	89.3
	14	8	57.1	14	100.0	14	100.0
公正取引委員会	29	24	82.8	27	93.1	26	89.7
	31	21	67.7	26	83.9	23	74.2
国家公安委員会 (警察庁)	130	78	60.0	119	91.5	106	81.5
	166	82	49.4	148	89.2	110	66.3
個人情報保護委員会	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
	3	1	33.3	2	66.7	3	100.0
金融庁	45	34	75.6	40	88.9	38	84.4
	56	26	46.4	47	83.9	41	73.2
消費者庁	5	4	80.0	4	80.0	5	100.0
	6	3	50.0	5	83.3	5	83.3
復興庁	9	8	88.9	9	100.0	9	100.0
	11	7	63.6	9	81.8	9	81.8
総務省	128	79	61.7	114	89.1	105	82.0
	104	38	36.5	82	78.8	53	51.0
法務省	1,455	1,331	91.5	1,364	93.7	1,406	96.6
	1,586	1,265	79.8	1,453	91.6	1,444	91.0
外務省	149	31	20.8	51	34.2	46	30.9
	154	43	27.9	60	39.0	52	33.8
財務省	1,682	1,511	89.8	1,619	96.3	1,617	96.1
	1,748	1,527	87.4	1,691	96.7	1,646	94.2
文部科学省	54	38	70.4	49	90.7	47	87.0
	60	33	55.0	50	83.3	39	65.0
厚生労働省	465	391	84.1	447	96.1	433	93.1
	548	398	72.6	487	88.9	468	85.4
農林水産省	265	155	58.5	224	84.5	197	74.3
	252	75	29.8	203	80.6	129	51.2
経済産業省	177	128	72.3	154	87.0	154	87.0
	175	120	68.6	152	86.9	148	84.6
国土交通省	1,373	751	54.7	1,191	86.7	982	71.5
	1,358	481	35.4	991	73.0	711	52.4
環境省	45	30	66.7	41	91.1	36	80.0
	42	20	47.6	37	88.1	28	66.7
防衛省	6,500	3,883	59.7	5,122	78.8	4,111	63.2
	6,642	2,590	39.0	4,855	73.1	3,265	49.2
人事院	13	13	100.0	13	100.0	13	100.0
	10	9	90.0	9	90.0	9	90.0
会計検査院	22	16	72.7	20	90.9	17	77.3
	26	12	46.2	21	80.8	13	50.0
合計	12,651	8,573	67.8	10,699	84.6	9,430	74.5
	13,080	6,795	51.9	10,408	79.6	8,271	63.2

注 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成30年度)の結果について」(令和元年9月30日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成